

特定行為研修管理委員会設置に関する内規

2020年 3月19日制定

(設置目的)

第1条 看護師特定行為研修が円滑に管理・運営されるよう統括管理を実施するため、特定行為研修管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を役割とする。

- (1) 特定行為区分ごとの特定行為研修計画の作成
- (2) 実施する特定行為研修計画の相互間の調整に関する事
- (3) 研修受講者の選考
- (4) 受講者の履修状況の管理
- (5) 修了の際の評価等
- (6) 特定行為研修の実施の統括管理
- (7) その他委員長が必要と認める事項に関する事

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で構成し、必要に応じて副委員長を置くことができる。

2 委員長は、本学会、理事長が任命する。

3 副委員長、委員は、次に掲げる者の中から、委員長が推薦し、理事長が任命する。

- (1) 本学会会員（医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者等）
（特定行為研修の責任者及び特定行為研修に関する事務を処理する責任者を含む）
- (2) 協力施設に所属する者

(任期)

第4条 委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中において、欠員が生じた場合の補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員長が追加人員が不要と判断した場合は、人員の補充を行わない。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は会務を総理し、委員会の議長となる。

3 委員会は、原則として年2回定期開催する。なお、実習に係る医療に関する安全管理等に関し、重要な事項が発生した場合には臨時に開催する。

- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、構成委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は、意見を聴取することができる。

(議事及び委員会の運営)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立とする。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長がこれを決する。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会は、専門的な審議のために必要があると認めるときは、本委員会にワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本学会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この内規は、2020年3月19日から施行する。